

「千葉市介護予防ケアマネジメントの手引き(第2版)」主な改訂箇所

NO.	目次(改訂後に相当)		項目	改訂箇所		改訂の理由
	章	節		改訂前	改訂後	
1	第1章	地域包括ケアシステム(主な変更箇所はなし)				
2	第2章	千葉市介護予防・日常生活支援総合事業				
2-1	第2章	第2節	千葉市介護予防・日常生活支援総合事業の対象者	<p>【P7】 介護予防ケアマネジメントの3つのポイント (1)介護予防 (2)地域包括ケアシステムの構築 (3)介護保険制度の維持継続</p>	<p>【P7】 介護予防ケアマネジメントの3つのポイント 1 介護予防 2 地域包括ケアシステムの構築に必要なセルフマネジメント 3 介護保険制度の維持に向けて</p>	安藤教授(千葉科学大学看護学部看護学科)からのご助言を踏まえ、現状よりも、内容に沿った見出しに修正しました。
2-2	第2章	第2節	千葉市介護予防・日常生活支援総合事業の対象者	<p>【P7】 【目指す姿】 地域において、高齢者が健康を維持し、改善可能な場合は、適切な支援を受けて改善に向かい、生活の質を維持・向上できる。医療や介護、生活支援等を必要とする状況になっても住み慣れた地域でくらす。</p>	<p>【P7】 【目指す姿】 一人ひとりの生きがいや自己実現のため、地域において高齢者が健康を維持し、改善可能な場合は、適切な支援を受けて改善に向かい、生活の質を維持・向上できる。医療や介護、生活支援等を必要とする状況になっても住み慣れた地域で暮らす。</p>	あんしんケアセンターから「利用者主体を基本とした考え方に沿った記載にすべき」というご意見を踏まえ、修正しました。
2-3	第2章	第2節	千葉市介護予防・日常生活支援総合事業の対象者	<p>【P8】 2 地域包括ケアシステムの構築に向けて</p>	<p>【P9】 2 地域包括ケアシステムの構築に必要なセルフマネジメント</p>	安藤教授(千葉科学大学看護学部看護学科)からのご助言を踏まえ、現状よりも、内容に沿った見出しに修正しました。

NO.	目次(改訂後に相当)		項目	改訂箇所		改訂の理由
	章	節		改訂前	改訂後	
2-4	第2章	第2節	千葉市介護予防・日常生活支援総合事業の対象者	<p>【P10】 ①介護保険(共助)の本当の役割と意義とは</p> <p>介護保険制度は、家族で介護をする「<u>自助</u>」や地域の助けあい等の「<u>互助</u>」だけでは介護負担を受け止められなくなった社会状況に応じて誕生しました。 しかし、その目的は「<u>自助</u>」や「<u>互助</u>」を介護保険(共助)で全てを置き換えるものではありません。あくまで「<u>自助</u>」や「<u>互助</u>」では対応しきれない部分について、「<u>共助</u>」で対応するものです。</p>	<p>【P10】 ①介護保険(共助)の本当の役割と意義とは</p> <p>介護保険制度は、高齢者介護を国民の共同連帯の理念に基づき、社会全体で支えていくことが基本的な考え方になります。 一方で、家族で介護をする「<u>自助</u>」や、地域の助けあい等の「<u>互助</u>」だけでは介護負担を受け止められないという現状もあり、「<u>自助</u>」や「<u>互助</u>」では対応しきれない部分について、「<u>共助</u>」で対応していくことも必要です。</p>	安藤教授(千葉科学大学看護学部看護学科)からのご助言を踏まえ、制度本来の目的と、本市が抱える介護保険制度の課題を明記するため、記載を修正しました。
2-5	第2章	第2節	千葉市介護予防・日常生活支援総合事業の対象者	<p>【P14】 「基本チェックリストの考え方」中「質問項目の趣旨」の「NO.16 外出頻度の説明」→「週によって外出頻度が異なる場合は、過去1か月の状態を平均してください。」</p>	<p>【P14】 「基本チェックリストの考え方」中「質問項目の趣旨」の「NO.16 外出頻度の説明」→「週によって外出頻度が異なる場合は、過去1か月の状態を平均してください。」 ※「<u>外出</u>」には、「<u>通院</u>、<u>買い物</u>、<u>交流</u>」なども含まれます。</p>	あんしんケアセンターから、「通院や介助されての外出も含む等例を提示すると分かりやすい。」という意見があったため。
2-6	第2章	第3節	千葉市介護予防・日常生活支援総合事業の流れ	記載なし	<p>【P19】 「<u>認定有効期間の開始日・サービス利用開始日の考え方</u>」を追加</p>	あんしんケアセンターや居宅介護支援事業所からのお問い合わせを多く頂戴していたため、追加しました。
2-7	第2章	第3節	千葉市介護予防・日常生活支援総合事業の流れ	記載なし	<p>【P20】 「<u>ア 新規要介護認定の場合の流れ</u>」を追加</p>	あんしんケアセンターや居宅介護支援事業所からのお問い合わせを多く頂戴していたため、追加しました。
2-8	第2章	第3節	千葉市介護予防・日常生活支援総合事業の流れ	<p>本章では記載なし</p> <p>【<u>現行の手引き</u>】 「第4章 P51～57」から第2章に移行</p>	<p>【P22】 「<u>暫定ケアプランの作成について</u>」を追加 ※<u>現行の手引き</u>「第4章」から本章に移行</p>	あんしんケアセンターや居宅介護支援事業所からのお問い合わせを多く頂戴していたため、本章に記載場所を変更しました。

NO.	目次(改訂後に相当)		項 目	改訂箇所		改訂の理由
	章	節		改訂前	改訂後	
2-9	第2章	第3節	千葉県介護予防・日常生活支援総合事業の流れ	本章では記載なし 【現行の手引き】 「第4章 P52」から第2章に移行	【P29】 「(2)区分変更(要介護新規)申請時における暫定ケアプランとその後の流れ」を第2章第3節の最後に掲載 ※現行の手引き「第4章」から本章に移行	あんしんケアセンターから、「暫定ケアプランとその後の流れ」は、主に給付に関する内容のため、第3節最後のページに持ってきた方がわかりやすい」というご意見を受け、掲載場所を変更しました。
2-10	第2章	第4節	介護予防ケアマネジメントの類型	【P22】 ＜ケアマネジメントAケアプランの作成条件＞	【P31】 ＜ケアマネジメントAケアプランの作成条件＞	「地域支え合い型訪問または通所支援(住民主体による支援)」のみの場合の記載を追記しました。
2-11	第2章	第4節	介護予防ケアマネジメントの類型	【P22】 ＜ケアマネジメントCケアプランの作成条件＞ 地域支え合い型訪問支援を単独で利用する場合については、効果的な「セルフケア・セルフマネジメント」とすることが難しいため、介護予防ケアマネジメントCケアプランの作成は認めていない。	【P32】 ＜ケアマネジメントCケアプランの作成条件＞ 地域支えあい型訪問支援を単独で利用する場合については、効果的な「セルフケア・セルフマネジメント」とすることが難しいため、「いきいき活動手帳」をご活用いただき、セルフプランの推進に努めていただくとともに、利用者の状態に変化が生じた場合は、随時、あんしんケアセンターにご連絡いただくよう、お伝えください。	平成30年度から「地域支え合い型訪問支援の単独利用(サービスB)」の利用要件を緩和しました。 それに伴い、当該利用条件と単独利用の注意点について、ご注意くださいのため、記載を修正しました。
2-11	第2章	第4節	介護予防ケアマネジメントの類型	【P28】 (1) ケアマネジメント報酬単価 ケアマネジメントA ・430(単位) ・4,751(円)	【P38】 (1) ケアマネジメント報酬単価 ケアマネジメントA ・431(単位) ・4,762(円)	令和元年10月1日付、消費税増税に伴い、単価を修正しました。
2-11	第2章	第4節	介護予防ケアマネジメントの類型	【P29~43】 1 総合事業におけるサービスの種類、 2 介護予防ケアマネジメントにおけるサービス選択の考え方	【P39~52】 1 総合事業におけるサービスの種類 2 介護予防ケアマネジメントにおけるサービス選択の考え方 →運用方法や単価を現行に合わせ修正。	当初の手引き作成時から、運用方法や単価に変更が生じているため、修正しました。

NO.	目次(改訂後に相当)		項目	改訂箇所		改訂の理由
	章	節		改訂前	改訂後	
3	第3章	介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの委託(主な変更箇所はなし)				
4	第4章	介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの具体的な進め方				
4-1	第4章	—	暫定ケアプランの作成	P51～57に掲載	<p>【P22】 「<u>暫定ケアプランの作成について</u>」を追加 ※現行の手引きの本章から「第2章」に移行</p>	あんしんケアセンターから、「暫定ケアプランとその後の流れ」は、主に給付に関する内容のため、第3節最後のページに持ってきた方がわかりやすい」というご意見を受け、掲載場所を本章から第2章に移行しました。
4-2	第4章	第1節	業務の流れ	<p>【P59～62】 介護予防ケアマネジメント等の業務の流れを記載</p>	<p>【P58～63】 以下の2点を修正 ①「(4) アセスメント」中に、福祉用具の例外給付の記載を追加 ②「(10) 給付管理」中の請求方法を修正</p>	国保連合会において、ケアマネジメント費等の請求方法が変更になったため、修正しました。(「平成31年5月審査分(4月サービス提供分)」から)
4-3	第4章	第2節	契約	記載なし	<p>【P65】 「<u>介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント利用契約書</u>」の参考例(日付の考え方等)を記載</p>	あんしんケアセンターからのお問い合わせを多く頂戴していたことや、「日付についての詳細注釈などがあるとうわかりやすい」というご意見を受け、記載しました。
4-4	第4章	第2節	契約	記載なし	<p>【P72】 「<u>平成30年4月1日付、介護保険法改正に伴う対応</u>」について追記。</p>	平成30年4月1日付介護保険法改正に伴い、追記しました。
4-5	第4章	第3節	アセスメント(課題分析)	記載なし	<p>【P73～76、91】 「<u>軽度者の福祉用具貸与の例外給付(車いす、移動用リフト、特殊寝台等)</u>」に係る利用要件を追記</p>	軽度者の福祉用具の例外給付の利用については、昨年度、例外給付に係る手続き漏れが見られました。一部の事業所においては、介護給付費の返還事例に発展した事例がございましたので、注意喚起の一環で追記しました。

NO.	目次(改訂後に相当)		項目	改訂箇所		改訂の理由
	章	節		改訂前	改訂後	
4-6	第4章	第4節	介護予防サービス・支援計画原案作成	記載なし	【P86~90】 「千葉市の生活支援サイト」の記載を追記。	令和元年7月に、本市で「生活支援サイト」の公開をスタートしたため、追記しました。 本手引きに掲載することで、多様な地域資源をケアプランに位置付けていただくことを期待しております。
4-7	第4章	第7節	評価	【P105】 「3 評価の実施」 (6)「ケアプラン継続・変更・終了」欄	【P117】 「3 評価の実施」 (6)「ケアプラン継続・変更・終了」欄  「ケアプラン継続・変更・終了」欄(あんしんケアセンターが最終決定する。) ... ※記入者は、あんしんケアセンター、居宅介護支援事業所いずれでも構いませんが、双方で意見交換を行い、方針の統一を図ってください。 委託している場合に当たっても、ケアプランの最終責任はあんしんケアセンターにあるため、本欄の最終決定は、あんしんケアセンターが行います。	評価表の記載方法についてのお問い合わせを多く頂戴していたため、補足いたしました。 委託している場合、本欄の記入者は、あんしんケアセンターまたは居宅介護支援事業所いずれでも構いませんが、双方で意見交換を行いながら方針の統一を図ってください。 最終的にはあんしんケアセンターが方針決定をしてください。
5	-	-	千葉市介護予防ケアマネジメントの手引き作成委員会、アドバイザー名、事務局名	【P107】 作成当時(平成29年3月時点)の「作成委員会、アドバイザー、事務局名」を記載	【P119】 初版作成時の作成委員会等に加え、改訂版のアドバイザー名に安藤先生の氏名を追記。  (1)アドバイザー 千葉科学大学 看護学部 看護学科 教授 安藤 智子	本手引きの改定にあたり、安藤教授(千葉科学大学看護学部看護学科)に多大なるご尽力をいただきましたので、その旨記載を致しました。